

○大府市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豪雨時の雨水流出の抑制を図ることにより河川水路への流入量を減らし越水を防ぐとともに、雨水の有効利用及び地下水の涵養^{かん}を図るため、雨水貯留浸透施設(以下「貯留浸透施設」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において交付する雨水貯留浸透施設設置奨励補助金(以下「補助金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる貯留浸透施設は、雨水排水専用として市内の宅地等において設置するもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 浸透^{ます}枺 内幅各20センチメートル以上で、枺材は透水性の材料とし、地中部分は外面から10センチメートル以上を20ミリメートルから40ミリメートルまでの粒径の碎石で覆い、碎石外面に透水シートを設置し、枺底面には碎石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの
- (2) 浸透管 呼び内径5センチメートル以上で、管材は透水性の材料とし、管の外面から10センチメートル以上を20ミリメートルから40ミリメートルまでの粒径の碎石で覆い、碎石の外面に透水シート、管の底面には碎石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの
- (3) 貯留槽 80リットル以上の貯留容量のもの
- (4) 浸透槽 100リットル以上の槽容量で、槽材は透水性材又は20ミリメートルから40ミリメートルまでの粒径の碎石とし、外幅各40センチメートル以上で外側に透水シート、底面全面に5センチメートル以上のフィルター砂層を設けるもの
- (5) 浄化槽転用貯留槽 用途廃止済みかつ清掃済みのものを加工等実施し転用するもの(浄化槽の設置の際に市から補助金の交付を受けている浄化槽にあっては、7年以上経過しているもの)
- (6) 透水性舗装 当該土地の露天部分に10平方メートル以上設置するもので、舗装表面層は仕上がり厚さ3センチメートル以上の透水性材とし、路盤は仕上がり厚さ10センチメートル以上の碎石路盤で、路床と路盤との間全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの
- (7) 第1号から第4号まで及び前号の施設と同等の効果があると下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下単に「市長」という。)が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する貯留浸透施設については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既にある貯留浸透施設を作り変えようとするもの
- (2) 同一の宅地等において、次条ただし書に規定する合計額を超えるもの
- (3) この要綱以外の補助金を受けるもの又は移転補償等機能回復により設置するもの
- (4) 販売分譲を目的にしている住宅、宅地等に設置するもの

- (5) 市税を滞納している者が設置するもの
- (6) 交差する貯留浸透施設のうち一施設以外の部分で効力の認められないもの
- (7) 宅地開発等に関する許認可において設置を義務付けられたもの
- (8) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる貯留浸透施設の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の合計額は、15万円を上限とする。

- (1) 浸透枳 1基当たり7,000円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (2) 浸透管 1メートル当たり3,000円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (3) 貯留槽 100リットル当たり7,000円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (4) 浸透槽 100リットル当たり4,000円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (5) 浄化槽転用貯留槽 1基当たり75,000円又は転用費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (6) 透水性舗装 1平方メートル当たり500円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貯留浸透施設の設置に着手する前に雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付申請書（第1号様式）を次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、横断図、構造図など）
- (2) 見積書
- (3) 貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）

(変更の申請)

第5条 申請者は、申請書の記載事項に変更があった場合、速やかに雨水貯留浸透施設設置奨励補助金変更交付申請書（第2号様式）に変更後の工事の概要を示す図面（平面図、横断図、構造図など）及び見積書を添付し、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は前2条の申請があったときは、速やかに申請内容を審査し、適当と認めるときは、雨水貯留浸透施設設置奨励補助金（変更）交付決定通知書（第3号様式）により承認しなければならない。

(完了届)

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下「設置者」という。）は、貯留浸透施設の設置が完了したときは、速やかに雨水貯留浸透施設設置完了届（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 貯留浸透施設の設置後の現場写真（状況が把握できるもの）
- (2) 領収書の写し

(補助金の決定)

第8条 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに検査を行い、合格と認めた者に対し、雨水貯留浸透施設設置奨励補助金検査結果通知書（第5号様式）により通知する。

(補助金の請求及び支払)

第9条 設置者は、前条の通知を受けたときは、請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは補助金の交付の承認の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付申請書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり、大府市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金の交付を申請します。なお、このことについて、市税等の公簿の閲覧に同意します。

雨水貯留浸透施設 設置場所	大府市			
設置する雨水貯留 浸透施設	浸透枳 貯留槽 浄化槽転用貯留槽 透水性舗装	基 リットル 基 m ²	浸透管 浸透槽	m リットル
工事期間	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
土地所有者	住所 氏名	電話 Ⓜ		
※市税納税状況	滞納	あり	・	なし
<p>注意事項</p> <p>1 この申請書に、次の書類を添付してください。 (1) 案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、横断図、構造図など） (2) 見積書 (3) 貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）</p> <p>2 土地所有者の欄は、貯留浸透施設の設置を行う場所が借地である場合、土地所有者が記入して下さい。</p> <p>3 ※は記入しないで下さい。</p>				

第2号様式（第5条関係）

雨水貯留浸透施設設置奨励補助金変更交付申請書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者 住所

氏名

電話

年 月 日付けの申請について、次のとおり変更したいので申請します。

雨水貯留浸透施設 設置場所	大府市
変更理由	
変更内容	

注意事項 次の書類等を添付してください。

- (1) 変更図面（平面図・横断図・構造図など）
- (2) 変更見積書

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

大府市下水道事業大府市長

雨水貯留浸透施設設置奨励補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付で（変更）交付申請された大府市雨水貯留浸透施設設置
奨励補助金について、次のとおり決定します。

交付決定金額 金 円

※ 雨水貯留浸透施設の設置が完了したときは、速やかに同封の完了届を提出してく
ださい。

第4号様式（第7条関係）

雨水貯留浸透施設設置完了届

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり雨水貯留浸透施設の設置が完了したので届出いたします。

雨水貯留浸透施設 設置場所	大府市		
設置完了年月日	年 月 日		
交付決定番号	第 号		
※ 検 査 欄	検 査 員 氏 名	検 査 年 月 日	検 査 結 果
※ 備 考 欄	内容		

- 注意事項 1 この完了届には、次の書類を添付してください。
- (1) 貯留浸透施設設置後の現場写真（状況が把握できるもの）
 - (2) 領収書の写し
- 2 ※印欄は、記入しないで下さい。

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

大府市下水道事業大府市長

雨水貯留浸透施設設置奨励補助金検査結果通知書

年 月 日付けで交付申請された大府市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金について、完了検査の結果、合格と認め、下記のとおり決定したので次の条件をつけて通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付決定の条件 設置した雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮を図ること。

注意事項

後日申請の内容に偽りがあったことが判明したとき、その他市長が定めた事項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきますので念のため申し添えます。

第6号様式（第9条関係）

請 求 書

年 月 日

大府市下水道事業大府市長 殿

住所

氏名

年 月 日付け 第 号にて通知のありまし

た大府市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金を下記のとおり請求いたします。

記

請求金額 金 円

振込先	金融機関名及び支店名	銀行・農協・金庫 本店・支店					
	金融機関番号及び支店番号						
	フリガナ 口座名義人						
	預金種別	1 普通預金		2 当座預金			
	口座番号						